

議 案 第 84 号

松戸市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

松戸市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよ  
うに定める。

令和6年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

公民館運営審議会について、その職務が社会教育委員会議の職務に包含され  
ており存置の必要性がないことから、これを廃止するため。



<p>(使用料の還付)</p> <p><u>第15条</u> 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一つに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教育委員会が<u>第13条第1項第3号</u>に規定する理由により利用の承認の取消し等をしたとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第17条</u> 利用者は、その利用を終了したときは、直ちに設備、器具等を原状に復さなければならない。<u>第13条</u>の利用の承認の取消し等があつた場合も同様とする。</p> <p><u>第18条～第20条</u> (略)</p>	<p>(使用料の還付)</p> <p><u>第13条</u> 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一つに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教育委員会が<u>第11条第1項第3号</u>に規定する理由により利用の承認の取消し等をしたとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>第14条</u> (略)</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第15条</u> 利用者は、その利用を終了したときは、直ちに設備、器具等を原状に復さなければならない。<u>第11条</u>の利用の承認の取消し等があつた場合も同様とする。</p> <p><u>第16条～第18条</u> (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和31年松戸市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「(削除)」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
別表2(第4条関係)	別表2(第4条関係)

職名	報酬
(略)	
社会教育委員	(略)
公民館運営審議会委員	日額 8,500円
文化財審議会委員	(略)
(略)	

職名	報酬
(略)	
社会教育委員	(略)
(削除)	
文化財審議会委員	(略)
(略)	